

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>11. 貯金(預金) 保険制度 (公的制度)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| <p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室(電話：0120-43-4401)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716） |
| <p>13. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 本商品は原則通帳式のみのお取扱いとなります。 ・ A T Mでは取扱いを行っておりません。 ・ 本商品は利用分量配当の対象外となっております。ただし、自動継続後は利用分量配当の対象となります。 <p>※配当金は、毎事業年度終了後の通常総代会で決定する剰余金処分に基づくもので、貯金のお利息等とは異なり、お約束するものではありません。</p> |

※くわしくは、窓口・渉外担当者へおたずねください。

J A さがみ